

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成25年1月25日(金) 最高裁判所中会議室		
委 員	委員長 安 藤 正 雄 (千葉大学大学院工学研究科教授)		
	委 員 長 沼 範 良 (上智大学法科大学院教授)		
	委 員 吉 田 恵 子 (芝会計事務所・公認会計士)		
審議対象期間	平成24年4月1日から平成24年9月30日		
抽出案件		(備考)	
工事			
		一般競争	1件
		公募型及び工事 希望型指名競争	—
		通常指名競争	—
		随意契約	—
建設コンサルタント業務			
		一般競争	—
		プロポーザル方式	1件
		随意契約	—
		総件数	2件
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し		
その他	な し		

(別紙)

意 見 ・ 質 問	回 答
審議案件	
1 【徳島地家簡裁仮庁舎新営等工事（3回目）】	
1 者入札となった主な要因として何が考えられるか。	考えられる要因としては、裁判所が発注するプレハブ庁舎は既製品では対応できず、オーダーパーツを使用する部分が極めて多いことから、プレハブメーカーとしては再利用可能な部分が少なく通常の形態と異なるために参加業者が限定されてしまった可能性はある。
今回は3回目の入札であるが、部品の汎用性がないといった事情は予定価格を決定する際に考慮しているのか。	考慮している。プレハブメーカーからヒアリングを行うなどして参考にしている。
入札不調が続いた要因は他にも考えられるか。	東日本大震災以降、仮設住宅などの建設のためにプレハブ部品の調達が困難な状況にあり、裁判所の予測を上回るスピードで価格が上昇していたという状況であった。
参加者が少ない状況が続くようであれば、プレハブ仮設以外の部分も含めて、デザインビルドのような方策を取り得ないか検討していただきたい。	
2 【最高裁庁舎耐震改修工事実施設計業務】	
本件設計業務の前に行われた工法検討業務の受注業者のみが本件設計業務の入札に参加し、落札したものであるが、工法検討業務を実施した業者とは異なる業者が実施設計業務を行うこともあるのか。	両者が異なることはある。本件は結果的に同一業者となってしまったものである。 参加意欲はあったものの、直前に別の入札案件に技術者を配置したため、本件業務に配置可能な技術者を確保できなかったという業者が複数いた。

工法検討業務と設計業務を一括して行う
という方法も考えられたのではないか。

本省としての機能維持及び記念碑的な建
物への影響をいかに少なくするかなど問題
が多く、それらの検討に時間を要することか
ら、まずは工法検討業務を実施した。工法検
討業務において各工法の概算費用が判明し、
その上で各種問題を検討しながら最終的に
設計方針を決めたものである。